

2008年3月28日 開示府令の改正（平成20年内閣府令第10号）

① 監査報酬の開示（有価証券報告書）

従来の「(第4 提出会社の状況) コーポレート・ガバナンスの状況」が「コーポレート・ガバナンスの状況等」に改められたうえで、「コーポレート・ガバナンスの状況」と「監査報酬の内容等」に細分化されます。「監査報酬の内容等」では、監査法人等に対する報酬について、提出会社／連結子会社、監査／非監査の別に、さらに前期／当期二期間比較で開示する必要があります。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

② 監査人異動時の開示（有価証券報告書）

「第5 経理の状況（冒頭記載）」では従来、直近1年間において監査法人等が異動した場合のみ、その旨を開示対象でした。これが「直近2年間」に拡大されます。また、監査法人等の異動が新たに臨時報告書の提出事由になりますが、臨時報告書を提出したときには、臨時報告書に記載した内容をここにも記載する必要があります。

なお、詳しくは下記の金融庁ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080328-5.html>

いずれも適用時期は 2008年4月1日以降開始事業年度に係る有価証券報告書 より

・改正の対象は有価証券報告書のみで、四半期報告書・半期報告書は対象ではありません